

4長理第43号
令和4年6月1日

会員各位

長野県理学療法士会 「臨床実習施設認定制度」のご案内

謹啓

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本会事業に格別のご支援、ご協力を賜り熱く御礼申し上げます。

平成30年10月5日、厚生労働省医政局長より「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令案について（概要）」の通知をうけ、当士会でも臨床実習における「診療参加型臨床実習を行う県」宣言や、臨床実習指導者講習会を開催し、臨床実習教育の在り方を模索して参りました。臨床実習教育におけるマニュアル作成や見直しをはじめ、実習施設間の意見交換を通じて、日頃の教育的な課題を共有し解決方法を模索する場としてご本制度をご活用下さい。

尚、本制度は長野県理学療法士会が独自に運用を行っており、認定の有無によって実習受け入れ可否を問うものではありません。

今後とも士会員の皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

謹白

「臨床実習施設認定制度」についての問い合わせ先

学術局教育部 臨床実習施設認定係

〒386-0393

上田市鹿教湯温泉 1777

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院

理学療法科 青木朋未 野田恭宏

TEL : 0268-44-2321

E-mail : rihamisa@janis.or.jp

臨床実習施設認定 運用規定

【目的】

コンプライアンスを遵守し、時代に即した一定水準の臨床実習教育を実践している実習施設を長野県理学療法士会が認定する『臨床実習施設』とし、臨床実習指導者、及び未来に輩出される理学療法士や現職の理学療法士の質的向上を図る。

【認定期間】

3 年間

【認定の条件】

1. 実習施設としての条件

- ①理学療法免許取得後、満5年以上の臨床経験があり、臨床実習指導者講習会を終了している者が臨床実習指導の統括責任者として常勤配置されていること。そして、理学療法免許取得後、満5年以上の臨床経験があり、臨床実習指導者講習会を終了している者が常勤配置されていること。
- ②学生1名に対して臨床実習の学生教育を担当するものが1 名以上常勤配置されていること。

2. 臨床実習教育に関する条件

◆実習マニュアルの作成について

- ①臨床実習教育に関する実習指導マニュアル（手順書）が作成されていること。
実習指導マニュアル（手順書）の形式や内容等については、特に県士会としての指定は無く、実習施設独自のもので可とする。但し、マニュアルに作成日、更新日が明記されていること。

◆教育部研修会及び臨床実習施設認定会議への参加について

- ①認定期間中の3 年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年度内1 回の開催）に同施設内で最低1 名は継続参加し、その内容を臨床実習及び科内教育に反映させる努力をすること。
- ②認定期間中の3年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催される臨床実習施設認定会議（後述の「臨床実習施設認定会議について」をご確認下さい）に最低1名は継続参加して意見交換を行うこと。そして、その内容を臨床実習及び科内教育に反映させる努力をすること。

- ◆長野県理学療法士会HP から「臨床実習の理解と教育の手引き ver. 2」をダウンロードし、臨床実習施設認定会議参加までに、当士会の臨床実習に対する方針を確認しておくこと。

【留意点】

- ①教育部修会及び臨床実習施設認定会議は年度内1回の開催となります。
年度中の教育部研修会及び臨床実習施設認定会議への参加が難しい場合は、次年度に改めて申請をお願い致します。
- ②認定期間中の施設について、やむを得ない事情により長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会、臨床実習施設認定会議への参加が出来ない場合、事前に必ず臨床実習施設認定係までお問い合わせ下さい。

【申請から認定までの流れ】

1. 県士会HP から「臨床実習施設認定申請書」（ダウンロードして記入）、実習指導マニュアル（認定申請する実習施設で使用されている実習教育の手順書と同等のもの）を添付し、rihamisa@janis.or.jpへメール送付をお願い致します。

<「臨床実習施設認定」申請のメール送付先>

件名は「臨床実習施設認定を申請します ○○△△（実習施設名）」として下さい。
後日、「臨床実習施設認定申請」を受理した旨、臨床実習施設認定係よりメールで返信させて頂きます。その返信をもって、正式に臨床実習施設認定申請 受理と致します。

※申請〆切日について

申請は通年で受け付けておりますが、臨床実習施設認定の運用規定上、教育部研修会参加〆切の最終日が申請〆切日となります。申請〆切日以降は、次年度の臨床実習施設認定となりますので、改めて申請をお願い致します。

2. 認定申請している実習施設は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年度内1回開催）、及びその後に開催する「臨床実習施設認定会議」への参加確認をもって長野県理学療法士会が認める臨床実習施設として認定されます。
3. 認定後は長野県理学療法士会が認定した臨床実習施設としてHP 上に申請書類・マニュアルが掲載されます。新規で認定された実習施設については、後日当士会より認定証が発行されます。

【認定更新について】

1. 認定証に記載されている認定期限内に「臨床実習施設認定 申請書」に必要事項を記入の上、最新の実習指導マニュアルを添付し、件名を「臨床実習施設認定を再申請します ○○△△(実習施設名)」として臨床実習施設認定係までメール送付をお願い致します。
*認定期限が切れる2~3 カ月前には、臨床実習施設認定係よりその旨、連絡差し上げます。

【認定の取り消しについて】

1. 認定期間中、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会と臨床実習施設認定会議への参加が確認出来なかった場合は、認定が取り消しとなります。やむを得ない事情がある場合には、事前に臨床実習施設認定係までご連絡下さい。
2. 3年間の認定期限を迎える前に、認定更新の連絡がない場合は認定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

【臨床実習施設認定会議について】

1. 開催日時：年一回行われる長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催
2. 参加者：長野県理学療法士会学術局長及び教育部長、教育部員
新規認定申請した施設の現職者
認定期間中又は更新申請をした施設の現職者
臨床実習施設認定申請を検討中の施設の現職者（会議見学）
3. 進行について
司会：臨床実習施設認定係
4. 会議内容（予定）：
 - ①臨床実習教育に関わる講演
 - ②各施設との意見交換
 - ③その他